

【事業所向け】介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A（高齢者支援課）R5.7 修正版

No.	区分	質問（住所地特例など）	回答
1	呉市外のサービス利用	呉市に住民票を有する者が呉市外に居住し、居住地域でサービスを利用する場合はどのような手続きが必要か。	呉市民が総合事業訪問介護と生活支援訪問介護及び総合事業デイサービスのサービスを受ける必要がある場合、サービス提供事業所は呉市の事業所指定を受ける必要があります。 指定申請の手続方法やその時期等については、呉市役所福祉保健課（TEL0823-25-3132）にお問い合わせください。 ※住民票を居住地に移すことで、居住地のサービスを受けることができます。
2	住所地特例者	呉市の介護保険被保険者証を持ち、市外の住所地特例施設に住民票を異動して入居し、住所地特例施設でサービスを利用する場合、サービス提供事業所が呉市の事業所指定を受ける必要があるか。	住民票を呉市外の住所地特例施設に異動し、呉市の介護保険被保険者証を持っている人は、住所地の事業所指定を受けているサービスを利用します。 その場合、サービス提供事業所は呉市の事業所指定を受ける必要はありません。